

最高裁判二第1538号

(訟いー06)

令和2年11月27日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

「証拠等関係カードの記載要領について」の一部改正について  
(依命通達)

平成12年8月28日付け最高裁判二第278号刑事局長，総務局長依命通達「  
証拠等関係カードの記載要領について」の一部を下記のように改正します。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

記第2の1の(9)を次のように改める。

(9) 「編てつ箇所」欄

記録が分冊されている場合には，当該証拠書類等が編てつされている分冊を  
特定する事項を必要に応じて記載する。

付 記

この通達は，令和3年1月1日から実施する。